

平成 18 年 3 月 3 日

気象庁予報部

配信資料に関する技術情報(気象編)第 220 号

～平成 18 年 4 月 3 日に実施する細分区域の変更について～

茨城県、千葉県、兵庫県及び大分県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、細分区域を変更します。この変更は平成18年4月3日(月)13時(日本標準時)から実施します。

今回の細分区域変更の対象となる市町村合併を下表に示します。なお、この細分区域変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。茨城、千葉、兵庫、大分各県における新旧細分図を別紙1から4に示します。

県名	新市町名 (合併日)	新市町が属する細分区域 (4月3日13時から)		合併対象市町村名	旧市町村(*)が属する細分区域 (現行：4月3日13時まで)		
		一次	二次		一次	二次	
茨城県	小美玉市 (H18.3.27)	北部	県央地域	東茨城郡小川町	北部	県央地域	
				東茨城郡美野里町			
				新治郡玉里村			
千葉県	成田市 (H18.3.27)	北西部	印旛	成田市	北西部	印旛	
				香取郡下総町			北東部
	香取郡大栄町						
	横芝光町 (H18.3.27)	北東部	山武・長生	山武郡横芝町	北東部	山武・長生	
				匝瑳郡光町			香取・海匝
兵庫県	姫路市 (H18.3.27)	南部	播磨南西部	姫路市	南部	播磨南西部	
				飾磨郡家島町			
				飾磨郡夢前町			播磨北西部
				神崎郡香寺町			
				宍粟郡安富町			
大分県	国東市 (H18.3.31)	北部	-	東国東郡国見町	北部	-	
				東国東郡国東町			
				東国東郡武蔵町			
				東国東郡安岐町	中部	-	

(*)合併施行後は、旧市町村の区域

細分区域変更の移行措置

細分区域変更の移行措置として、茨城、千葉、兵庫、大分各県内で発表した注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除し、変更実施時刻後に、改めて変更後の細分区域に対し注意報・警報を発表します。この際、「解除」電報には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、気象状況の変化による解除でない旨を記載することとします。注意報・警報の利用にあたっては、この点に留意頂きますようお願いいたします。

[添付資料]

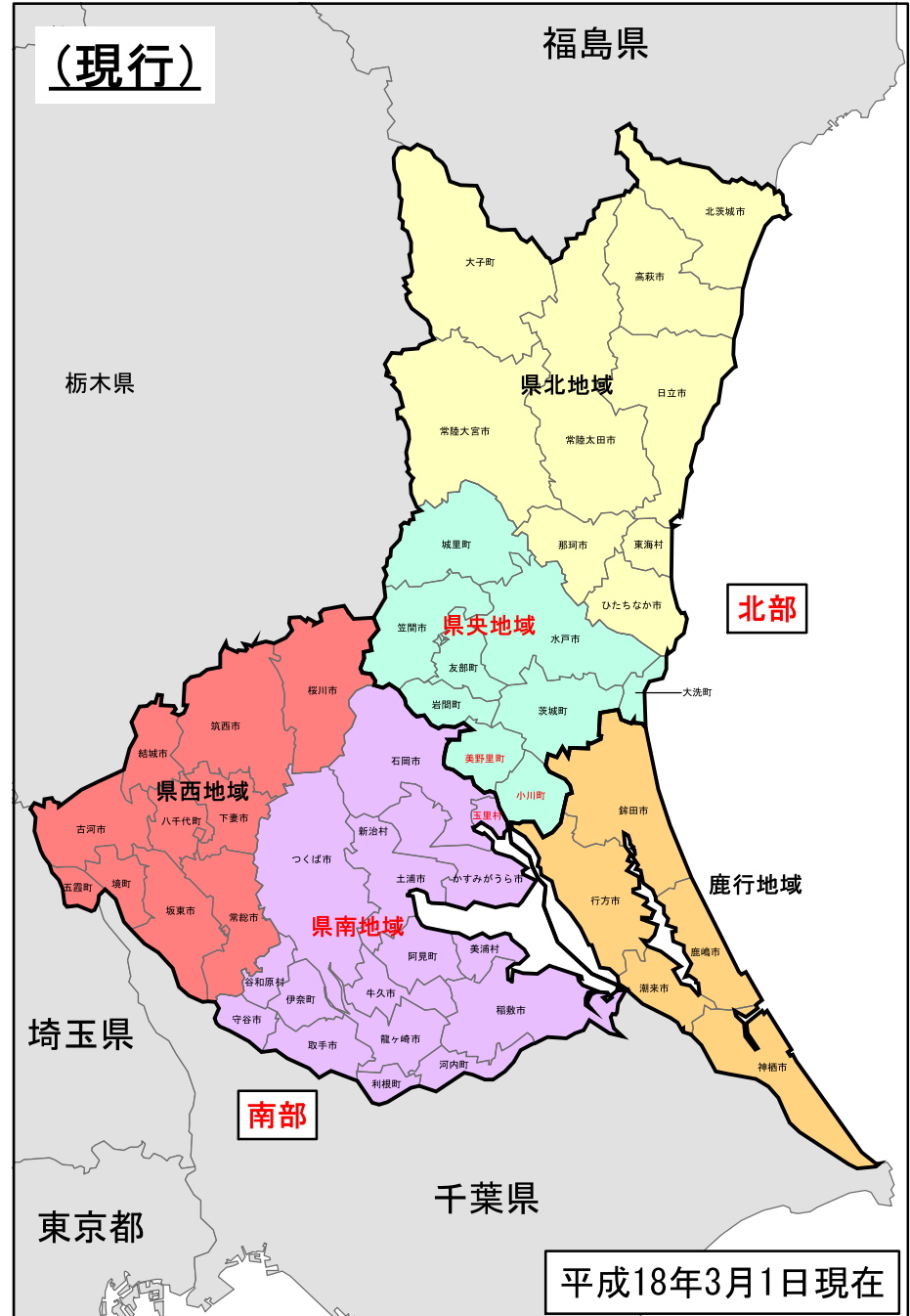
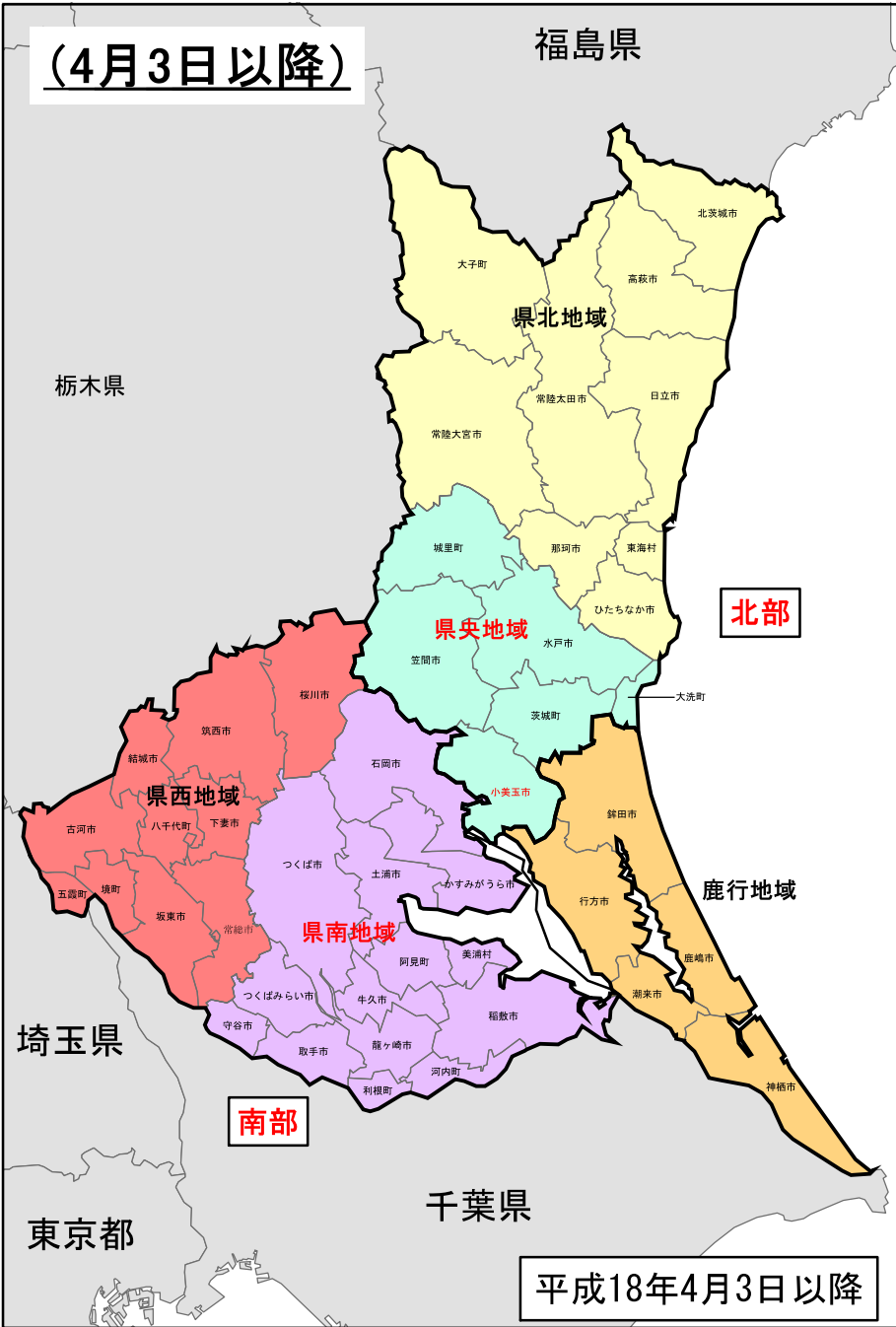
別紙1：茨城県の新旧細分図

別紙2：千葉県の新旧細分図

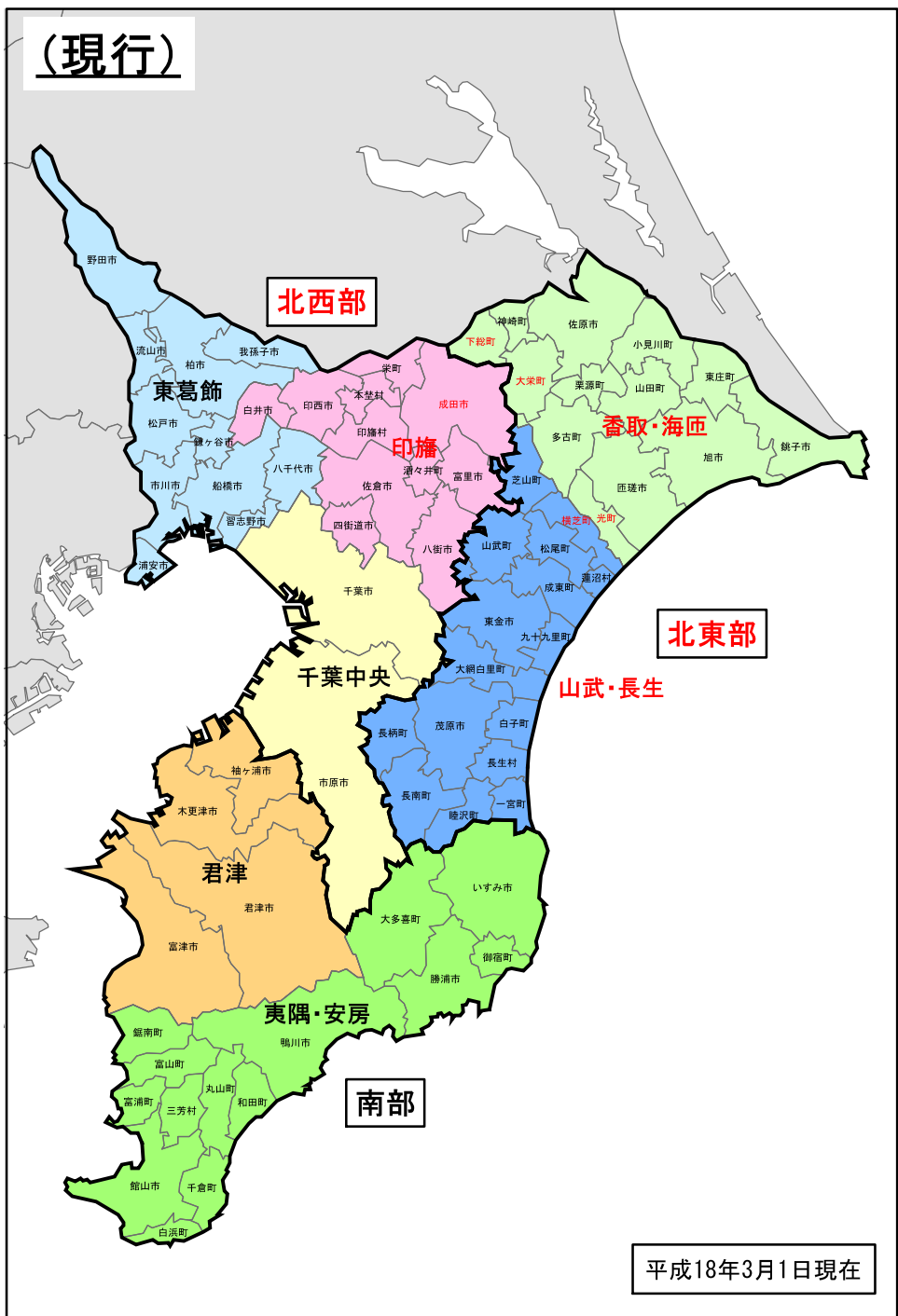
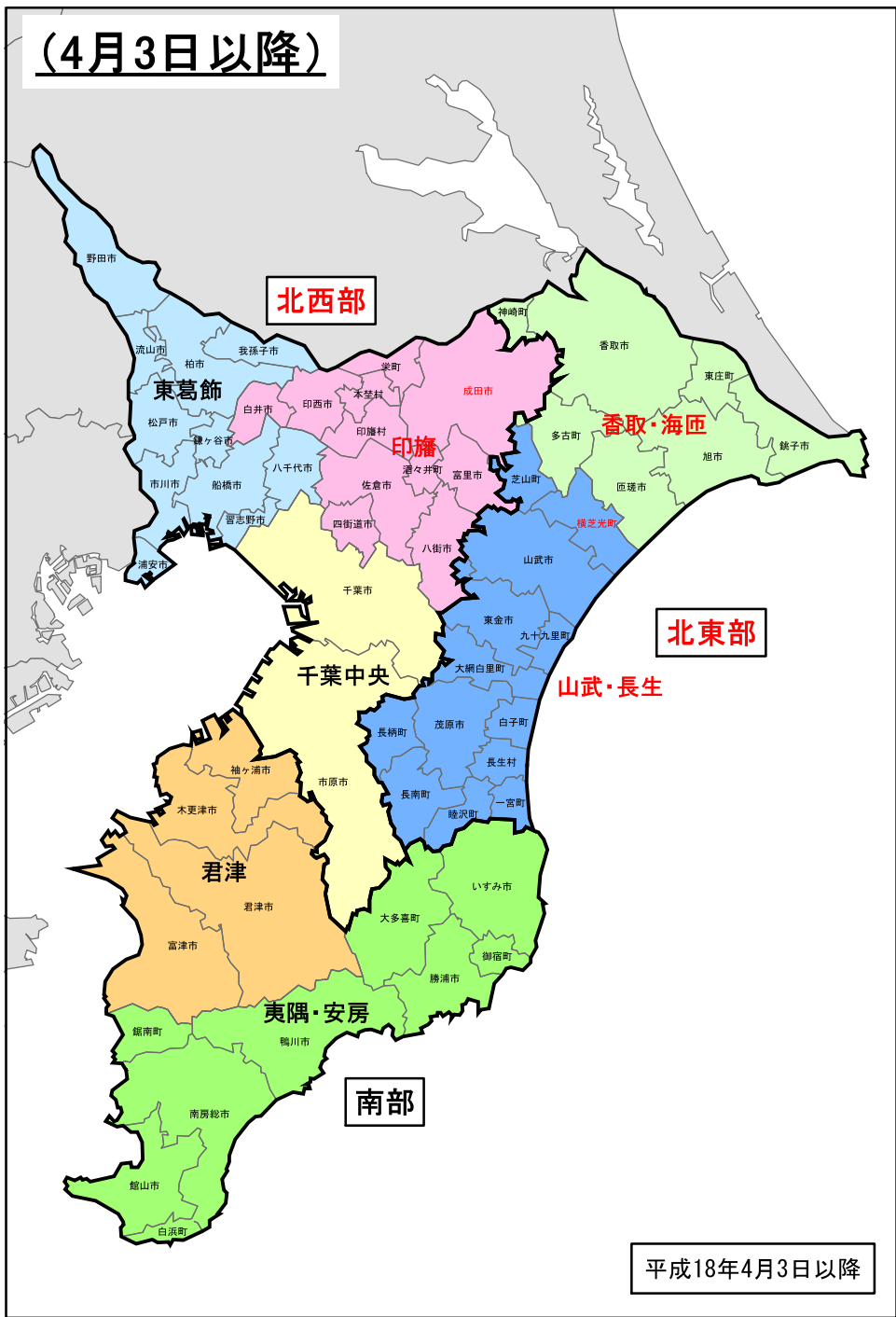
別紙3：兵庫県の新旧細分図

別紙4：大分県の新旧細分図

別紙1: 茨城県の新旧細分図



別紙2: 千葉県の新旧細分図



別紙3: 兵庫県の新旧細分図



別紙4: 大分県の新旧細分図

